

# 感染者が発生した事業所等の調査及び濃厚接触者の待機期間について

- 感染者が発生した事業所等に対する保健所の調査は、従来どおり全ての事業所等を対象に実施します。
- オミクロン株の特徴を踏まえ、当該株が主流の間は、一部の濃厚接触者について待機期間中の業務への従事を可能とします。

項目		従前	変更後
事業所等の調査		全ての事業所等が対象	全ての事業所等が対象 【変更なし】
濃厚接触者の待機期間	社会機能維持者以外の濃厚接触者	7日間（8日目解除）	7日間（8日目解除） 【変更なし】
	社会機能維持者	①原則7日間（8日目解除） ②4日目・5日目の検査で陰性を確認した場合、5日目に解除可能 ③医療従事者は、毎日検査で陰性を確認すること等の国が示す要件※を満たす場合に限り、待機期間中も業務に従事可能	①原則7日間（8日目解除） ②4日目・5日目の検査で陰性を確認した場合、5日目に解除可能 ③医療従事者、介護従事者（入所系）、障がい者支援施設等の従事者（入所系）は、毎日検査で陰性を確認すること等の国が示す要件※を満たす場合に限り、待機期間中も業務に従事可能

※国が示す要件

- 他の従事者による代替が困難な従事者であること
- 新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目）を実施済みであること（2回目から6か月以上経過していない場合は、2回目の接種後14日間経過していること）
- 無症状であり、毎日業務前にPCR検査又は抗原定量検査（実施困難な場合は抗原定性検査キットも可）を行い、陰性が確認されていること
- 濃厚接触者である従事者の業務を、所属の管理者が了解していること
- 高齢者施設、障がい者支援施設等にあつては、外部からの応援職員の確保が困難であること。また、感染制御・業務継続支援チーム等により、従事者の健康状態の確認や検査、感染拡大防止対策の実施体制が確認されていること